官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務七一）　一
○重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部を改正する省令（文部科学二四）　二
○農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産四一）　四
〔法規的告示〕
○人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件（厚生労働二二六）　四
〔その他告示〕
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通六三九、六四二）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同六四〇、六四一）　六
○直轄砂防工事を施行する件（同六四三）　六
〔国会事項〕
〔人事異動〕
最高裁判所　六
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第二十四条の四十一の規定による株式会社Ｇａｋｋｅｎ　ＬＸからの届出に関する公示（金融庁）　六
法　務
公証人任免（法務省）　六
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
登録政治資金監査人登録・登録抹消・証票亡失関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　二六

## 省令

### ○総務省令第七十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（令和八年デジタル庁・総務省令第六号）の施行に伴い、及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の規定に基づき、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十六日

総務大臣　林　芳正

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （法別表第十八号の総務省令で定める事務） | （法別表第十八号の総務省令で定める事務） |
| **第十八条**　法別表第十八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 | **第十八条**　［同上］ |
| ［一～十　略］ | ［一～十　同上］ |
| 十一　個人番号カード等省令第十七条の二第一項（同条第五項又は第六項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第二項（同条第五項、第六項又は第八項において準用する場合を含む。）の規定による提出を受けること若しくは旅券（効力を失っているものを含む。）の提示の確認、同条第三項（同条第五項、第六項又は第八項において準用する場合を含む。）の規定による記載等若しくは返還、同条第四項の規定による措置を講じること又は同条第七項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査 | ［新設］ |
| 十二　個人番号カード等省令第十八条の規定による記載等 | 十一　［同上］ |
| 十三　［略］ | 十二　［同上］ |
| 十四　［略］ | |